

認定研修施設 指導責任者について

認定医規則施行細則第35条第2項により、認定研修施設には「指導責任者1名以上が常勤し、指導責任者の下に十分な指導体制がとられていること」が求められています。申請を行う前に、必ず、貴施設に指導責任者が常勤していることを確認してください。

尚、2017年度に申請をおこなう施設は、**2018年4月1日付**での認定となります。つきましては、2018年3月31日をもって廃止となる「**暫定教育医**」および「**暫定教育医(歯科口腔外科)**」を**指導責任者として登録することはできません**。

※2017年度に**更新申請**をおこなう施設についても、2018年4月1日付の更新となりますので、更新手続きの際に「**暫定教育医**」および「**暫定教育医(歯科口腔外科)**」を**指導責任者として登録することはできません**。

施設申請の際に、「指導責任者」として登録できる者は以下の通りです。

(ただし「常勤」に限る)

- ① 「がん治療認定医」で**更新済**の者
(認定番号が「07」「08」「09」「10」「11」のいずれかで始まる者)
- ② 「がん治療認定医(歯科口腔外科)」で**更新済**の者※
(認定番号が「09」「10」「11」のいずれかで始まる者)

※ただし、②は「がん治療認定医(歯科口腔外科)」のみの指導責任者とします。

②に該当する者を、貴施設の「指導責任者」の代表として登録する場合は、「がん治療認定医(歯科口腔外科)」のみの研修を行う認定研修施設とします。

以上

<お問合せ先>

一般社団法人日本がん治療認定医機構 事務局

Tel: 03-5361-7105 E-mail: c-info@imic.or.jp